



# 三重県公報

令和5年11月24日 (金)

第 468 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
738	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水産振興課)	2
739	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出の取下げ	(中小企業・サービス産業振興課)	2
740	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	2
741	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	3
公 告			
	令和5年第2回三重県財政状況の公表	(財政課)	3
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	3
	同伴	(同)	3
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	3

**告 示**

**三重県告示第 738 号**

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 5 年 11 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

区 域	区 分
長島町・三浦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち長島町の地区及び三浦の地区)	沖合底びき網漁業、中型まき網漁業(総トン数 20 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。)、雑魚定置漁業及び小型定置漁業
尾鷲湾区域 (三重外湾漁業協同組合のうち尾鷲、大曾根及び行野浦の地区)	雑魚定置漁業

**三重県告示第 739 号**

令和 5 年三重県告示第 691 号で公告しました大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、大規模小売店舗を設置する者から届出の取下げがありましたので公告します。

令和 5 年 11 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス新正店

四日市市新正一丁目 2462-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

3 届出を取り下げた日

令和 5 年 11 月 13 日

**三重県告示第 740 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 11 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 道路の種類 県道

2 路線名 水郷公園線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名市長島町葎ヶ須字いの割 289 番 1 地先内	旧	11.9~11.9	42.9
	新	11.9~14.5	42.9

第 2

1 道路の種類 県道

2 路線名 合ヶ野松阪線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市与原町字子ギ谷 1019 番 1 地先内	旧	8.9~17.5	22.8

	新	8.9~17.5	22.8
--	---	----------	------

**三重県告示第 741 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 5 年 11 月 24 日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 水郷公園線	桑名市長島町葎ヶ須字いの割 289 番 1 地先内	令和 5 年 12 月 5 日

**公 告**

令和 5 年第 2 回三重県財政状況を別冊のとおり公表します。  
 令和 5 年 11 月 24 日

三重県知事 一見勝之

「別冊」は省略し、三重県総務部財政課、三重県情報公開・個人情報総合窓口、三重県議会図書室、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局に備え置いて、一般の縦覧に供します。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪農林事務所長から通知がありました。  
 令和 5 年 11 月 24 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 5 年 11 月 20 日から令和 6 年 3 月 19 日まで
- 3 作業地域  
松阪市五主町及び同市曾原町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、玉城町長から通知がありました。  
 令和 5 年 11 月 24 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域  
度会郡玉城町世古及び同町坂本

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。  
 令和 5 年 11 月 24 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年	三重郡川越町大字当新田字中通 428-1 ほか 1 筆	三重郡川越町大字当新田 362-1

11 月 10 日		株式会社ライフワン 代表取締役 野呂 勇滋
-----------	--	--------------------------

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---